



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (金 融 課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (東 部 振 興)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (川 越 比 企 振 興)

○ " " (利 根 振 興)

○ " " (北 部 振 興)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 " " ( " " )

○行政書士の処分(市町村課) " " ( " " )

○地籍調査の成果の認証 (土 地 水 政 策 課)

○救急病院等の申出の撤回 (医 療 整 備 課)

○救急病院等の申出 " " ( " " )

○公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 " " ( " " )

に基づき、浴場の汚染度に関する基準を定める告示を廃止する告示 (生 活 衛 生 課)

○中条星宮土地改良区の役員就退任届 (大 里 農 林)

○江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しの縦覧 (農 村 整 備 課)

○測量法に基づく公共測量の終了 " " (用 地 課)

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○測量法に基づく基本測量の終了 " " ( " " )

○都市計画事業の事業認可 (道 路 街 路 課)

○雨水流出抑制施設の告示 (河 川 砂 防 課)

○放置防止区域の指定に係る告示 " " ( " " )

○開発行為に関する工事の完了公告 (建 築 指 導 課)

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○ " " (飯 能 県 土)

○ " " ( " " )

○ " " (東 松 山 県 土)

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○一般国道二百九十九号の区域の " " ( " " )

変更 (秩 父 県 土)

○県道熊谷小川秩父線の区域の変更 ( " " )

○開発行為に関する工事の完了公告 (行 田 県 土)

○ " " (杉 戸 県 土)

○ " " ( " " )

○ " " ( " " )

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教 委 ・ 総 務 課)

○埼玉県指定無形民俗文化財の指定の解除(生涯学習文化財課)

○選挙管理委員会の招集 (選 管 委)

○ " " ( " " )

○人事異動 (人 事 課)

○議長・副議長選挙 (議 会 ・ 秘 書 課)

規 則

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉規則第五十九号

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則(平成八年埼玉県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「死亡したとき、又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第五百六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結

三 代表者の氏名

和田 正子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市花田五丁目一番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、重い障害を持つ人と高齢者がそれぞれの自立に向けて、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができ新しい福祉支援システムを構築することによって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

称

NPO法人朝霞手をつなぐ育成会

三 代表者の氏名

田中 泰江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市溝沼一丁目六番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児が小さい頃から、共に学び、共に育って行く為に、保育環境、教育環境を、より良いものとして、将来的に、障害者も健常者も一緒に地域の中で暮らして行く為に、障害についての正しい理解を広め、自立する為の支援体制を充実させていくことを、目的とする。

埼玉県告示第五百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

称

特定非営利活動法人児童クラブとび

つくす

三 代表者の氏名

近藤 茂

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷八百八十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、小学校の特に放課後の保育を必要とする児童を安全に保護、育成するために必要な施設の提供ならびにその管理と運営を広く地域の住民と協力して行うと共に、こうした施設の運営を通じて、未来を担う子どもに安全で創造的な生活環境をつくることを目的とする。

埼玉県告示第五百九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちおこし・はにゆう市場

三 代表者の氏名

中田 新一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市東六丁目五番地十三

五 定款に記載された目的

この法人は、羽生市を中心とした構成員相互の協力とまちづくりや地域おこしの事業を行ない、個性豊かで創造的な活力ある地域社会を創り上げることを目的とする。

埼玉県告示第五百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコネットくまがや

三 代表者の氏名

後藤 素彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市村岡二千二百八十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、心の豊かさや地球環境の有限性を見据えた「持続可能な社会の実現」を目指し、熊谷地域を中心に自然とのふれあいを通して、子どもをはじめとする住民への健全な環境教育や地球環境に配慮した行動を推進した循環型社会構築の重要性を広め、自然との共生、地域との共存を軸とした環境意識の高いまちづくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

埼玉県告示第五百十二号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人深谷にぎわい工房

三 代表者の氏名  
松本 博之

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市寿町九十六番地

五 定款に記載された目的

本法人は、市民・企業・行政の協働によるまちづくりの中核を担うことを目標とし、まちづくりに関する様々な課題に取り組みことを旨とする。地域社会における住まい、自然、環境、交通、福祉、教育、文化など生活の質の向上と活性化に貢献するため、まちづくりに関する課題の調査・研究や情報発信、セミナーやイベント等の開催から都市計画等への提言等の活動をすすめる。また市民のまちづくりへの期待や要望の具現化に向けこれをサポートする。本法人は、まちづくり活動に関わる社会教育の推進、福祉の増進を図る活動、文化の振興や環境の保全を図る活動も進めていく。以上をもつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百十二号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

- 平成二十年四月四日  
埼玉県知事 上田清司
- 一 処分を受けた行政書士の氏名  
田中 幸也
- 二 処分を受けた行政書士の事務所所在地  
埼玉県入間市久保稲荷四丁目二番地
- 三 処分を受けた行政書士の登録番号  
第八八一三〇八三〇号
- 四 処分をした年月日  
平成二十年三月三十一日
- 五 処分の内容  
十五日間の業務の停止(平成二十年四月十一日から平成二十年四月二十五日まで)

埼玉県告示第五百十三号

熊谷市、本庄市、狭山市、日高市及び北川辺町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	年月日
熊谷市	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 十四枚 地籍簿 一冊	小島三 (小島の一部)	平成二十年 三月二十七日
本庄市	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 六十八枚 地籍簿 一冊	本泉第十二 (児玉町太駄の一部)	平成二十年 三月二十七日
狭山市	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 五十一枚 地籍簿 一冊	狭山第四十一 (入間川及び富士見二丁目各一部)	平成二十年 三月二十七日
日高市	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 二十六枚 地籍簿 一冊	日高第三十五 (大字高麗本郷及び横手の各一部)	平成二十年 三月二十七日
北川辺町	平成十七年度 平成十八年度 平成十九年度	地籍図 三十五枚 地籍簿 二冊	栄Ⅵ (大字栄の一部)	平成二十年 三月二十七日

埼玉県告示第五百十四号

次に掲げる病院は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地
北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六一〇〇

埼玉県告示第五百十五号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十年四月一日認定し、その有効期限を

それぞれ同表の下欄のとおりとした。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所名称	所在地	有効期限
北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六一〇〇	平成二十三年三月十九日

埼玉県告示第五百十六号

平成十八年埼玉県告示第千八百八十二号(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例に基づき、浴場の汚染度に関する基準を定める告示)は、廃止する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 就任
- 職名 氏名 住所
- 理事 吉岡博志 熊谷市下川上四七六番地

理事	中山福壽	熊谷市上中条九七四番地一
同	吉野覚也	同 一四三四番地一
同	小林一夫	同 今井一二四一番地
同	中村一郎	同 上中条二一六〇番地
同	内田靖次	同 下川上五二三番地
同	江守昇	同 大塚二九二番地一
同	中島昌男	同 上中条四二一番地
同	横山達一	同 七四四番地一
同	稲村日出男	同 八七一番地一
同	柿沼日男	同 九九一番地
同	堀口照平	同 一二九五番地
同	小林映雄	同 一六四五番地一
同	石原喜平	同 二四七七番地
同	吉田重夫	同 四方寺五六番地
同	大野進一	同 今井一四四番地
同	岡田稔	同 九四七番地
同	石川友次	同 上川上五八六番地三
同	関口義夫	同 行田市大字南河原一五一八番地
同	磯川邦夫	同 同 一〇三九番地
監事	大橋一也	熊谷市上中条一八六〇番地
同	田部井崇雄	同 同 八九七番地一
同	間宮政治	同 同 下川上一〇七番地
同	栗原辰雄	同 同 今井七四四番地
同	鈴木茂雄	同 行田市大字南河原一五〇七番
二退任		
職名	氏名	住所
理事	吉岡博志	熊谷市下川上四七六番地
同	中山福壽	同 上中条九七四番地一
同	吉野覚也	同 同 一四三四番地一
同	小林一夫	同 今井一二四一番地
同	中村一郎	同 上中条二一六〇番地
同	堀口照夫	同 同 下川上五〇七番地

理事	江守昇	熊谷市大塚二九二番地一
同	中島一仁	同 上中条四二二番地
同	横山達一	同 同 七四四番地一
同	稲村日出男	同 同 八七一番地一
同	柿沼日男	同 同 九九一番地
同	堀口照平	同 同 一二九五番地
同	小林映雄	同 同 一六四五番地一
同	吉田重夫	同 同 四方寺五六番地
同	大野進一	同 同 今井一四四番地
同	岡田稔	同 同 九四七番地
同	石川友次	同 同 上川上五八六番地三
同	関口義夫	同 同 行田市大字南河原一五一八番地
同	磯川邦夫	同 同 一〇三九番地
監事	大橋一也	熊谷市上中条一八六〇番地
同	加藤武道	同 同 九〇〇番地
同	上原明	同 同 下川上一〇八五番地
同	持田邦夫	同 同 今井七七三番地

埼玉県告示第五百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第一項の規定により、蓮田市新井孝作ほか十七人からの江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区設立認可申請を平成二十年三月三十一日適当と決定したので、

平成二十年四月七日から平成二十年五月七日まで

同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

埼玉県告示第五百十九号

平成二十年四月四日  
埼玉県知事 上田清司

縦覧期間

平成十九年埼玉県告示第千五百三十六号で公示した公共測量(四級基準点測量)は、平成二十年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である八潮市長多田重美から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九

条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百二十号

平成十九年埼玉県告示第千五百八号で公示した公共測量(三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である八潮市長多田重美から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百二十一号

平成十九年埼玉県告示第千四百一号で公示した公共測量(街区基準点復旧測量)は、平成二十年一月二十八日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百二十二号

平成十九年埼玉県告示第千十八号で公示した公共測量(四級基準点設置及び境界取付)は、平成二十年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である戸田市長神保国男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百二十三号

平成十九年埼玉県告示第千五百四号で公示した基本測量(基盤地図情報作成業)は、平成二十年二月十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり

告示する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称 越谷市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 越谷都市計画道路事業三・五・四十八号 弥生町中町線
- 三 事業施行期間 平成二十年四月四日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

- イ 収用の部分 埼玉県越谷市弥生町地内
- ロ 使用の部分 なし

埼玉県告示第五百二十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号 第二〇〇六一一四一一号
- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

本庄市東五十子字南城下三九七番四外二十一筆

- 三 雨水流出抑制施設の容量 容量 九八九立方メートル 浸透効果量 〇・〇二一立方メートル毎秒

埼玉県告示第五百二十六号

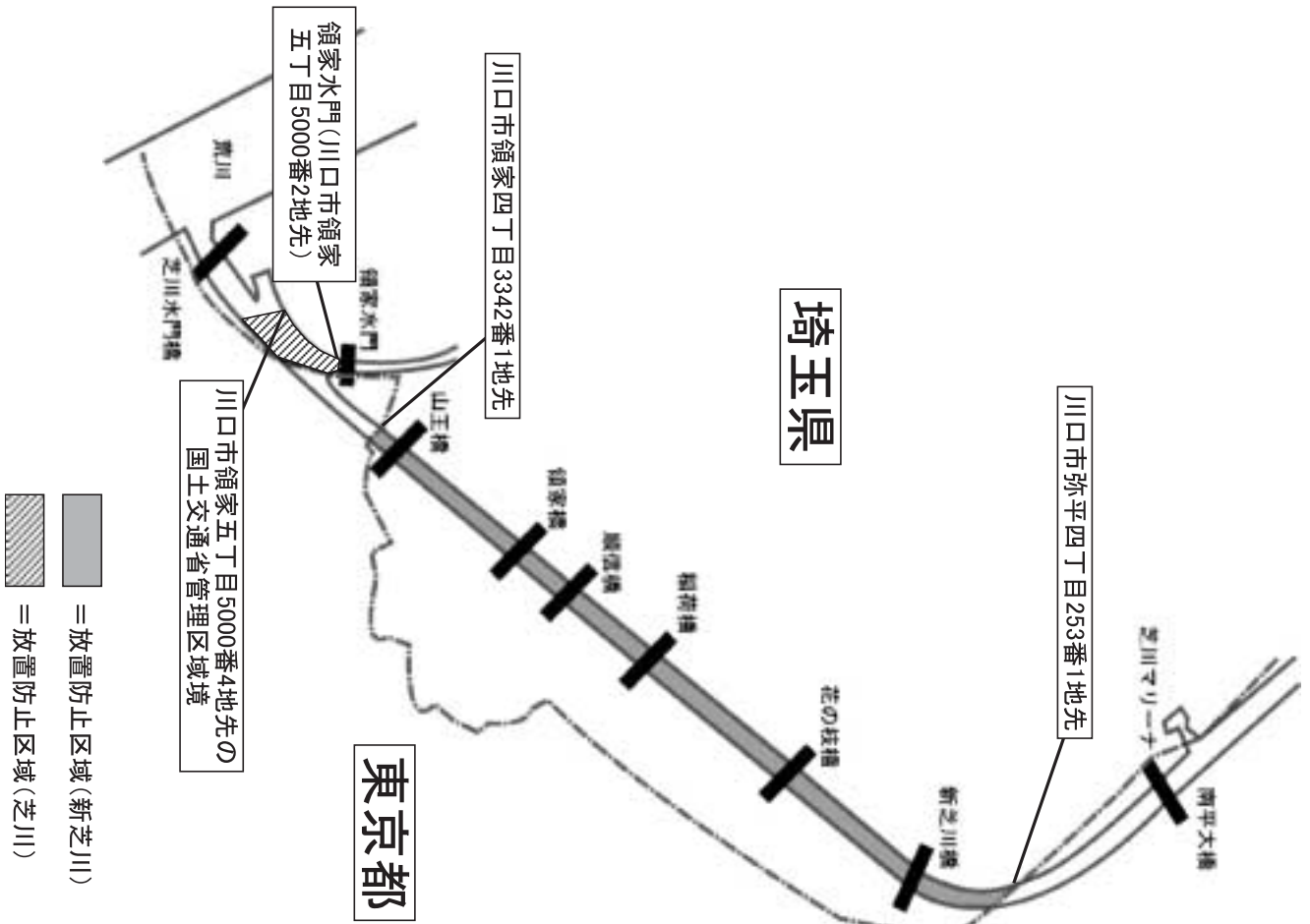
埼玉県船舶の放置防止に関する条例(平成二十年埼玉県条例第二十四号)第六条第一項に規定する放置防止区域を次のとおり指定する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

河川名	放置防止区域
一級河川荒川(埼玉県が管理する区域に限る。別図のとおり)	上流端 川口市弥生四丁目二百五十三番一 下流端 川口市領家四丁目三千三百四十二番一 地先の東京都境
一級河川荒川水系芝川(埼玉県が管理する区域に限る。別図のとおり)	上流端 領家水門(川口市領家五丁目五千番二地先) 下流端 川口市領家五丁目五千番四地先の国土交通省管理区域境

別図



埼玉県告示第五百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年三月十一日

指令飯整第一九〇〇四四一号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十八日第百十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字総庭八七六番二、八八一番一、八八五番九、及び八八一番四、八八五番一〇の各一部、八八一番四地先水路の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一五六一番地

島田 一男

埼玉県告示第五百二十八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年三月十四日

指令行整第一九〇〇七一一号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十八日第百二十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上高柳字舟橋一六四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上高柳一六六一

一 羽鳥 康子

埼玉県告示第五百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十二月十四日

指令杉整第一九〇一八九〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十八日第百二十一号

三

開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡杉戸町大字下高野字主殿新田裏一〇七三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都武蔵野市境二丁目二番二号  
 株式会社 飯田産業  
 代表取締役 兼井 雅史

埼玉県告示第五百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十年四月四日  
 埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成二十年三月十三日

指令行整第一八〇〇九三二号

二 検査済証番号

平成二十年三月三十一日第百二十二号

三

開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北大桑字新井

二四八―三、二四八―四、二七六一、二七六一二

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市中央四丁目九番五号

株式会社 カクダイ建築設計研究所

代表取締役 蓮実 久司

埼玉県告示第五百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十年四月四日  
 埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成二十年一月十六日

指令飯整第一九〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月三十一日第百二十三号

三

開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大類字西ヶ谷三

〇七番一、同番四、三〇八番、大字西

大久保字西ヶ谷四〇七番、四〇八番、四〇九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字大類三〇七番地

四

株式会社 武蔵野ペット霊園

代表取締役 山川 勝弘

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十年四月四日  
 埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十年四月四日  
 埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

一 許可番号

平成二十年三月三十一日

指令飯整第一七〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成二十年三月三十一日

飯整第一九〇〇七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字谷ヶ又八三八番一、八四〇番一

平成二十年一月二十一日  
 指令飯整第一九〇〇四五〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月三十一日

飯整第一九〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字滝ノ入字大白井

三八七番二、三八八番七

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字滝ノ入七六八番地

青木 和夫

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十年四月四日  
 埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

一 許可番号

平成二十年三月二十五日

指令飯整第一七〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成二十年四月四日

飯整第一九〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字成瀬字松木内七七

三番三、七七三番四、七七三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴ヶ島市富士見二丁目二一番六号

株式会社 丸勝

代表取締役 関口 勝治

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十八号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 神奈川県川崎市川崎区出来野九番地  
 二一  
 柴野 正之

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成二十年四月四日  
 埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

一 許可番号  
 平成十九年十月二十二日  
 指令飯整第一九〇〇三一〇号

二 検査済証番号  
 平成二十年三月三十一日  
 飯整第一九〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 入間郡越生町大字成瀬字松木内七七三番三、七七三番四、七七三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 鶴ヶ島市富士見二丁目二一番六号  
 株式会社 丸勝  
 代表取締役 関口 勝治

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

一 許可番号

平成二十年三月三十一日



都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

第一九〇〇五八〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十五日

第一九〇一八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字古里字下耕地一〇

九、一一〇一一

四 許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字古里三〇三番地一  
飯島 直也

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年二月七日

第一九〇一四九〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十九日

第一九〇一八三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字鎌形字下宿一一三

六―一の一部

四 許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字鎌形一一三六

長島 正人

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 平沼中老袋線

三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年二月二十二日

第一九〇一四五一号

二 検査済証番号

平成二十年三月十九日

第一九〇一七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四三

四二―一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市松葉町二丁目一七番二四号

エステートピア志邑C二〇一

吉田 貴敬

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年四月四日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A 新A	比企郡川島町大字平沼字中八九五番一地先から同郡同町大字平沼字中七八八番二地先まで		六・六〇 八・八〇	一五七・〇〇	新A及び新Bの新Cとの交差点以北の区間はダブルウェイとして管理し、将来は川島町に移管する 大宮国道事務所が実施する首都圏中央連絡自動車道整備に伴う工事
旧B	比企郡川島町大字上八ッ林字船原町四二九番四地先から同郡同町大字平沼字一丁田一三三二番一地先まで		一一・八〇 二六・二〇	六二二・〇〇	
新B	比企郡川島町大字平沼字中九〇七番一地先から同郡同町大字平沼字中九八七番一地先まで		一一・九〇 二六・三〇	二二八・五〇	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年三月十一日

第一九〇一六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十七日

第一九〇一八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字上横田字遠西九五〇一五、九五〇一六、九五一一五、九

五一―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字高谷一二三三―一九(雇用促進住宅一―一〇五号)

本下 幸子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成十九年十二月二十一日

第一九〇一一五〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十七日

第一九〇一八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字千手堂字中原一五一一―

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字平澤二五四―一〇

一 佐藤 守男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾一二三八

上野 直行

で、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年三月十一日

第一九〇一七五〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十七日

第一九〇一九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字山屋敷一二三八―一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾一二三八

上野 直行

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父市熊木町六一五七番四地先から秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二七八番一地先まで		八・五〇	四〇五・一〇	特定交通安全施設等(交差点改良)整備工事 平成二十年四月四日付け秩父県土整備事務所長告示第二十三号との一部重用
旧			一四・〇〇		
			一三・二〇		
			三七・八〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡横瀬町大字横瀬字姿五〇四〇番地七地先から秩父市熊木町六一六五番地二地先まで		七・五〇	三八四・七〇	特定交通安全施設等(交差点改良)整備工事 平成二十年四月四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十二号との一部重用
旧			一四・〇〇		
			九・二〇		
			三七・八〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

許可番号

南沢郁一郎

検査済証番号

平成二十年四月四日  
 埼玉県行田県土整備事務所長

平成二十年二月六日  
 指令行整第一八〇〇二七一号

平成二十年三月二十八日第三十六号  
 北埼玉郡大利根町大字中渡字前側一

〇四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
埼玉県北埼玉郡大利根町大字中渡二  
一―二―四  
松島 高利

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十  
一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年一月二十一日

指令杉整第一九〇二二三〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月六日

杉整第一八三九一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前八

四一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東五―八―四四

有限会社 カノウハウジング

代表取締役 叶 邦男

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十

二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年二月六日

指令杉整第一九〇二二九〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十四日

杉整第一九六五一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町和戸三丁目一九九―

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番

一一号

一建設株式会社

代表取締役 小泉公善

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十  
三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年二月二十一日

指令杉整第一九〇二二一〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十六日

杉整第一九九四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字西原三七七―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市相模町七丁目一九七番地一サ

ンビレッジ横瀬E棟二〇一

畠山英記 畠山江利子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十  
四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年四月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成十九年十月十九日

指令杉整第一九〇一三三〇号

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十七条第五項の

規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形民俗文化財は平成二十年三月十三日を

二 検査済証番号

平成二十年三月二十七日

杉整第二〇一五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字高須賀

五―二、六、一―一―二、一―一―三、一

二―三、一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市中央四丁目四番二号

丸善ハウジング株式会社

代表取締役 諏訪富美江

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり  
招集する。

平成二十年四月四日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史 朗

一 日時

平成二十年四月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

もって指定を解除された。

平成二十年四月四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

種類	名称及び員数	所在地	保護団体
無形民俗文化財	玉敷神社神楽	北埼玉郡騎西町大字騎西	玉敷神社神楽保存会

埼玉県選管告示第三十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年四月四日

埼玉県選挙管理委員会前委員長 高篠 包

一 日時 平成二十年四月七日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 委員長の選挙について

ロ その他

雑報

監査委員選任

坂本隆信委員は、三月二十五日任期満了し、三月二十六日次の者が任命された。

監査委員 米田正巳

島田正一委員は、三月二十四日辞職し、三月二十五日次の者が任命された。

監査委員 小島 信昭

竹並万吉委員は、三月二十四日辞職し、三月二十五日次の者が任命された。

監査委員 樋口 邦利

議長選挙

吉田弘議長は、三月二十四日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 深井 明

副議長選挙

逢澤義朗副議長は、三月二十四日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 島田 正一

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm